

○松山養護老人ホーム診療所設置条例

制 定 平成 17 年 3 月 2 日 条例第 2 号

松山養護老人ホーム診療所設置条例（昭和 5 1 年 条例第 4 号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 松山養護老人ホーム等の施設入所者及び地域住民に対し、健康保持に必要な医療を提供するため、松山養護老人ホーム診療所（以下「ホーム診療所」という。）を設置する。

2 ホーム診療所は、松山市恵原町甲 8 8 0 番地に置く。

（診療科目）

第 2 条 ホーム診療所の診療科目は、内科、整形外科及び精神科とする。

2 前項に定めるもののほか、組合長が特に必要があると認めたときは、他の診療科目を加えることができる。

（診療時間）

第 3 条 ホーム診療所の診療時間は、午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、組合長が特に必要があると認めたときは、時間を変更し、又は延長して診療することができる。

（休診日）

第 4 条 ホーム診療所の休診日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年 法律第 1 7 8 号）に規定する休日とする。ただし、組合長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（使用料等の徴収）

第 5 条 ホーム診療所において診療を受けた者は、その都度、療養に要した費用（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、健康保健法（大正 1 1 年 法律第 7 0 号）、老人保健法（昭和 5 7 年 法律第 8 0 号）その他法令の規定に基づく療養、医療等に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

3 診断書、死亡診断書その他の証明書の交付を受ける者は、1 通につき 5, 2 5 0 円の範囲内において規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 前 2 項の規定によるもののほか、使用料及び手数料の額については、実費相当額の範囲内において組合長が定める。

（使用料等の減免又は徴収猶予）

第6条 組合長は、やむを得ない理由があると認める場合は、前条の使用料又は手数料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(利用制限の禁止)

第7条 ホーム診療所の利用に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を除き、利用を制限する行為を行ってはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) ホーム診療所の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上又はホーム診療所の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第8条 ホーム診療所の利用者は、ホーム診療所の施設、設備、器具等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、組合長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の松山養護老人ホーム診療所設置条例第5条の規定により徴収し、又は徴収すべきであった費用等に係る取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。